

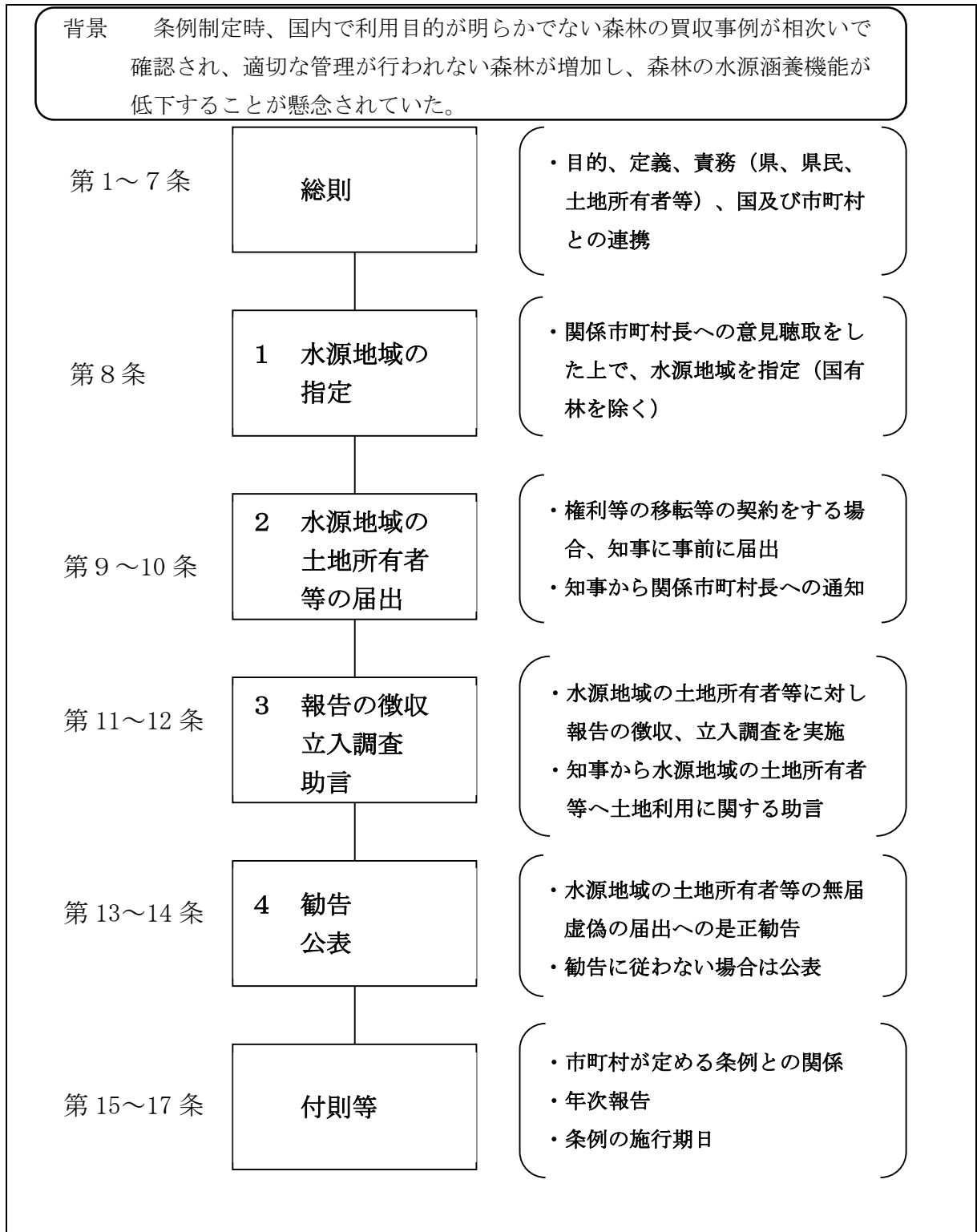
# 議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

## 1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県水源地域保全条例		
担当課（室）	林政課	公布日	平成24年10月3日
報告の根拠	第16条 知事は、毎年度、水源地域の保全に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。		

## 2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

### (1) 条例の概要・施策体系図



## (2) 条例制定後の主な取組

### 1 条例制定時に課題とされた事項に係る調査結果等

#### 条例第9条第1項による利用目的別届出件数

(単位:件)

利用目的 年度	計	太陽光	物流施設	介護施設 等	その他 事業用地	住宅用地	車両置場 等	その他
H24	47	11	1	0	4	18	4	9
H25	366	124	0	11	33	120	21	57
H26	388	140	0	5	34	106	26	77
H27	194	76	0	7	25	21	5	60
H28	199	95	1	5	33	25	8	32
H29	507	375	2	4	59	15	6	46
H30	158	72	2	1	41	8	10	24
H31(R元)	315	201	19	1	59	6	3	26
R2	340	205	10	1	19	11	22	72
R3	212	109	5	0	37	11	9	41
R4	287	188	26	0	47	4	12	10
R5	363	271	12	0	26	5	7	42
R6	343	212	24	2	26	8	5	66
R7	306	133	13	0	39	26	14	81
計	4025	2212	115	37	482	384	152	643

※ 条例の施行から現在まで、本県において、利用目的が明らかでない森林取得の事例はなく、また、条例の規定に基づく勧告及び公表を行った事例もない。

### 2 その他

今後も引き続き、市町村等と連携し、情報の共有を図りながら、水源地域の保全に努める。

## 3 その他

### 1 条例に関連する法令等の制定・改廃の動向

森林法第10条の7の2第1項の規定による新たに森林の土地の所有者となった者による市町村長への届出制度（事後届出制度）が別設されている。

（平成23年4月公布。平成24年4月施行）

現在、同様の条例は21道府県で制定されており、うち徳島県は議員提案。近年では、令和7年10月に福島県で制定。